



第28回

「国外転出時課税制度」  
創設の概要

(1) 制度の概要

平成27年7月1日以後に国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます)をする一定の居住者(国外転出時課税対象者)が、1億円以上の有価証券等(以下、対象資産という)を所有している場合には、国外に転出する時ににおいて、

①対象者が国外転出する場合又は

②対象資産が贈与や相続又は遺贈(以下「贈与等」といいます)により非居住者に移転する場合に応じ、それぞれの課税時期に応じた対象資産の譲渡等があったものとみなして、対象資産の未実現の含み益に対して所得税及び復興特別所得税が課税される制度です。

一定の場合は、納税猶予制度

や税額を減額するなどの措置を受けることができます。

(2) 国外転出時課税の対象者とは

国外転出時に次の2つの要件を満たす居住者です。

【要件1】

対象資産	計算対象金額	合計額 1億円以上保有
有価証券(未上場株式も含む) 匿名組合契約の出資持分	時価	
未決済信用取引等	決算したものとみなして算出した利益の額 又は損失の額	
未決済デリバティブ取引等	決済したものとみなして算出した利益の額 又は損失の額	



(所法60の2①~③、60の2①~③)

【要件2】

国外転出日前10年以内に、国内に住所又は居住を有していた期間の合計が5年超 (所法60の2⑤、60の3⑤)

(3) 相続・贈与の際にも

対象に  
国外転出(相続)時課税は、相続開始の時点で1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者(対象者)が亡くなり、非居住者である相続人等がその相続又は遺贈により対象資産の全部又は一部を取得した場合に、その相続開始の時に、相続対象資産の譲渡等があったものとみなして、その相続対象資産の含み益に対して亡くなった人に所得税が課税される制度です。

※国外転出時課税の「国外転出」とは  
国外転出、贈与、相続・遺贈の3類型があります。

「国外転出」の3類型

- I. 国外転出: 対象者が国内に住所及び居所を有しなくなる事
- II. 贈与: 対象者が対象資産を国外に居住する非居住者へ贈与すること
- III. 相続・遺贈: 対象者の対象資産が国外に居住する相続人等に相続又は遺贈されること  
(対象者の判定は、相続開始時を基準に行う)

(4) 非居住者である

相続人等とは  
・ 国外に、子どもが結婚して住んでいる  
・ 国外に、子どもが留学している  
・ 国外に、子会社の役員として出向している 等

(5) 相続後4ヶ月以内の

申告と納税が必要  
亡くなった人の相続人は、相続開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に、その年の各種所得に国外転出(相続)時課税の適用による所得を含めて準確定申告及び納税をする必要があります。

国外転出(相続)時課税は、海外に住んでいる相続人が亡くなった場合に、亡くなった人が有価証券等を譲渡等したものとみなしますので、亡くなった人の準確定申告は、その相続人がすることとなります。  
4ヶ月以内に分割が決まっていないうと譲渡所得が発生する可能性がありますので、注意してください。

(税理士 光廣 昌史)

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスマツヒロ  
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007  
URL / http://www.office-m.co.jp/

あなたの経営羅針盤

「オフィスマツヒロ」は、税務ほか経営のあらゆる局面をサポート。お客様の夢を実現するために、真のパートナーシップをめざします。

税務会計業務 / コンサルティング業務

ファイナンシャル業務 / 事業承継対策業務